

処分基準

No.	項目	内容
①	処分名	児童扶養手当資格喪失処分
②	法令名	児童扶養手当法
③	法令番号	昭和36年法律238号
④	根拠条項	第4条第2項、第3項
⑤	処分権者	知事
⑥	法令の定め	<p>第4条第2項 前項の規定にかかわらず、手当は、母又は養育者に対する手当にあつては児童が第一号から第四号までのいずれかに該当するとき、父に対する手当にあつては児童が第一号、第二号、第五号又は第六号のいずれかに該当するときは、当該児童については、支給しない。</p> <p>一 日本国内に住所を有しないとき。</p> <p>二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の四第一項に規定する里親に委託されているとき。</p> <p>三 父と生計を同じくしているとき。ただし、その者が前項第一号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く。</p> <p>四 母の配偶者（前項第一号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にある父を除く。）に養育されているとき。</p> <p>五 母と生計を同じくしているとき。ただし、その者が前項第一号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く。</p> <p>六 父の配偶者（前項第一号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にある母を除く。）に養育されているとき。</p> <p>第3項 第一項の規定にかかわらず、手当は、母に対する手当にあつては当該母が、父に対する手当にあつては当該父が、養育者に対する手当にあつては当該養育者が、日本国内に住所を有しないときは、支給しない。</p>
⑦	処分基準	<p>○児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係法令上の疑義について            (昭和48年5月16日付け児企第28号厚生省児童家庭局企画課長通知)            (昭和55年6月23日付け児企第26号厚生省児童家庭局企画課長通知)</p> <p>○児童扶養手当に関する留意事項について            (平成27年4月17日付け雇児発0417第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知)</p> <p>○児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関する疑義について            (昭和55年7月9日付け児企第29号厚生省児童家庭局企画課長通知)</p> <p>○児童扶養手当の受給資格認定に係る事務取扱いについて            (昭和60年11月16日付け児企第37号厚生省児童家庭局企画課長通知)</p> <p>○児童扶養手当の疑義について            (昭和61年6月27日付け児企第31号厚生省児童家庭局企画課長通知)</p> <p>○児童扶養手当関係法令上の疑義について            (昭和61年9月16日付け児企第45号厚生省児童家庭局企画課長通知)</p> <p>○児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領について            (昭和48年10月31日付け児企第48号厚生省児童家庭局企画課長通知)</p> <p>○児童扶養手当法の施行と関係機関の協力について            (昭和37年1月24日付け雇児発第43号厚生省児童局長通知)</p> <p>○未成年者の児童扶養手当の請求について            (昭和37年2月5日付け雇児発第74号厚生省児童局長通知)</p> <p>○児童扶養手当の認定について            (昭和51年10月1日付け児企第36号厚生省児童家庭局企画課長通知)</p> <p>○児童扶養手当施行令別表第一における障害の認定要領について            (昭和49年8月15日付け児企第518号厚生省児童家庭局長通知)</p> <p>○児童扶養手当施行令[別表第二]における障害の認定要領について            (昭和36年12月21日付け雇児第1, 374号厚生省児童局長通知)</p> <p>○児童扶養手当におけるヒト免疫不全ウイルス感染症に係る障害認定について            (平成10年4月24日付け児企第18号厚生省児童家庭局家庭福祉課長通知)</p> <p>○児童扶養手当遺棄の認定基準について            (昭和55年6月20日付け児企第25号厚生省児童家庭局企画課長通知)</p> <p>○児童扶養手当の事務運営上の留意事項について            (昭和55年12月16日付け児企第46号厚生省児童家庭局企画課長通知)</p> <p>○児童扶養手当法第6条第2項及び第3項に規定する認定の請求期限の取扱いについて            (平成2年5月28日付け児企第31号厚生省児童家庭局企画課長通知)</p> <p>○18歳に達する日以後の最初の3月31日が終了する児童の児童扶養手当支給事務の取扱い等について            (平成8年3月1日付け児家第10号厚生省児童家庭局家庭福祉課長通知)</p> <p>○児童扶養手当における父母の事実婚解消及び母の婚姻によらない懐胎を支給事由とする場合の留意事項について            (平成22年7月30日付け雇児福発第0730号第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知)</p> <p>○児童扶養手当における外国人に係る事務の取扱いについて            (平成24年6月21日付け雇児福発0621第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知)</p> <p>○児童扶養手当における公的年金の受給状況の審査等について            (平成26年11月28日付け雇児福発1128第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知)</p> <p>○児童扶養手当法における障害認定診断書の取扱いについて            (昭和37年1月11日付け雇児第13号厚生省児童局長通知)</p> <p>○児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法における有期認定の取扱いについて            (昭和42年12月19日付け雇児第765号厚生省児童家庭局長通知)</p> <p>○児童扶養手当の障害認定に係る再診の取扱いについて            (昭和37年7月9日付け雇児第752号厚生省児童局長通知)</p> <p>○児童扶養手当法第23条に規定する不正受給の具体例について            (昭和37年5月7日付け児企第89号厚生省児童局長企画課長通知)</p> <p>○児童扶養手当の差額追及及び内払い調整に基づく減額支給について            (昭和47年8月7日付け児企第31号厚生省児童家庭局企画課長通知)</p> <p>○児童扶養手当及び特別児童扶養手当支給事務の関係書類の保存期間等について            (昭和47年8月7日付け児企第31号厚生省児童家庭局企画課長通知)</p> <p>○児童扶養手当証書の保管について            (昭和37年2月19日付け児企第27号厚生省児童局長企画課長通知)</p> <p>○児童扶養手当及び特別児童扶養手当に係る時効の解釈及び取扱い等について            (昭和47年8月25日付け児企第33号厚生省児童家庭局企画課長通知)</p> <p>○児童扶養手当及び特別児童扶養手当の支払日の改正等について            (平成4年12月25日付け雇児1, 073号厚生省児童家庭局長通知)</p>
⑧	問合せ	健康福祉部家庭支援課母子・父子担当(電話)075-414-4584
⑨	備考	